

給与支払報告書の書き方(裏面の続き)

⑱ 摘要欄の記入事項

1. 5人目以降の扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名等の記入

対象扶養親族の氏名と続柄を記入してください。この場合、氏名の前に㊸に記入する括弧書きの数字を付記し、個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

また、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を付記してください。

- ・16歳未満の扶養親族の場合：氏名の後に「(年少)」と付記してください。
- ・国外に居住している場合：氏名の後に「(非居住者)」と付記してください。

2. 配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者が、障害者または特別障害者に該当する場合

給与所得者本人の合計所得金額が、1,000万円を超える場合の同一生計配偶者は、配偶者控除を受けることが出来ませんが、障害者にかかる控除は受けられます。この場合の同一生計配偶者が、障害者、特別障害者に該当する場合は、配偶者の氏名の後に同一生計配偶者である旨を(同配)と付記してください。

この場合、「㊸(源泉・特別)控除対象配偶者」には記入をしないよう注意してください。

3. 給与天引以外の社会保険料控除額がある場合

給与天引き以外の国民健康保険、介護保険等を含めて年末調整した場合は、各保険料の控除額を摘要欄に記入のご協力をお願いします。

【3の記入例】

(摘要)

国民健康保険料	78,900
介護保険料	24,600

4. 中途就職者の前職分の記入

中途就職者の前職分収入を含めて年末調整した場合は、前職分の支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および事業所名を記入してください。

前職分との重複課税防止のため必ず記入してください。

5. 特別徴収できない場合

受給者への給与の支払いが一定でない等、市・県民税を特別徴収(給与天引)できない特別な事情がある場合のみ「普通徴収」と必ず記入してください。

記入がない場合には、特別徴収可能と判断することがあります。

【6の記入例】

(摘要)

住民登録地：岐阜市藪田南1-1

6. 給与所得者本人の住民登録が土岐市にない場合

令和6年1月1日現在の住民登録地を記入してください。

7. 所得金額調整控除の適用がある場合

所得金額調整控除の適用があり、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を付記してください

- ・同一生計配偶者が特別障害者の場合：配偶者の氏名の後に「(同配)」と付記してください。
- ・扶養親族が特別障害者又は23歳未満の場合：扶養親族の氏名の後に「(調整)」と付記してください。

ただし、「㊸(源泉・特別)控除対象配偶者」、「㊹控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族」に記入されている場合は、記入を省略できます。

㊹ 住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	A	居住開始年月日(1回目)	C	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	D	住宅借入金等年末残高(1回目)	E	円
	住宅借入金等特別控除可能額	B	円	居住開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		円

A：住宅借入金等特別控除適用数

家屋の新築又は増改築等をして住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときは、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び年末残高を記入してください。

B：住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。

C：居住開始年月日を必ず記入してください。

D：住宅借入金等特別控除区分

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

- 住…一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)
- 認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
- 増…特定増改築等住宅借入金特別控除の場合

また、該当住宅の取得や増改築が「特定取得」に該当する場合には、「(特)」を、「特別特定取得・特例取得・特別特例取得」に該当する場合には、「(特特)」を、「特例特別特例取得」に該当する場合には、「(特特特)」を付記してください。

例：特定増改築等住宅借入金特別控除の適用があり、特定取得に該当する場合は「増(特)」と記入します。

E：住宅借入金等年末残高を記入してください。